

公 示

公示第4号

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第23号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年4月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



○一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p data-bbox="526 316 689 339">公 示</p> <p data-bbox="114 384 271 408">公示第23号</p> <p data-bbox="192 453 1095 515">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="114 560 1095 654">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="165 699 405 722">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="562 767 936 791">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="591 836 622 860">記</p> <p data-bbox="118 904 443 928">1. 許可（法第4条第1項）</p> <p data-bbox="154 940 389 963">(1)～(9) (略)</p> <p data-bbox="154 1008 539 1032">(10) 法令及び地理に関する知識</p> <p data-bbox="165 1043 309 1067">①～② (略)</p> <p data-bbox="165 1086 1099 1374">③ ②の「継続して10年以上」の判断については、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合は、雇用先の変更に伴う離職期間の合計が<u>60</u>日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。また、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続し15年以上」の判断については、申請日以前15年間に於ける雇用先の変更に伴う離職期間の合計が<u>90</u>日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。</p> <p data-bbox="165 1385 309 1409">④～⑤ (略)</p> | <p data-bbox="1541 316 1704 339">公 示</p> <p data-bbox="1135 384 1292 408">公示第23号</p> <p data-bbox="1214 453 2116 515">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="1135 560 2116 654">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1187 699 1426 722">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1583 767 1957 791">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1612 836 1644 860">記</p> <p data-bbox="1140 904 1464 928">1. 許可（法第4条第1項）</p> <p data-bbox="1176 940 1411 963">(1)～(9) (略)</p> <p data-bbox="1176 1008 1561 1032">(10) 法令及び地理に関する知識</p> <p data-bbox="1187 1043 1330 1067">①～② (略)</p> <p data-bbox="1187 1086 2121 1374">③ ②の「継続して10年以上」の判断については、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合は、雇用先の変更に伴う離職期間の合計が<u>30</u>日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。また、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続し15年以上」の判断については、申請日以前15年間に於ける雇用先の変更に伴う離職期間の合計が<u>45</u>日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。</p> <p data-bbox="1187 1385 1330 1409">④～⑤ (略)</p> |

(11) ~ (12) (略)

2. ~ 8. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和元年7月31日付け公示第29号で一部改正)

改正後の公示は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、改正後の2. (1) ②並びに2. (2) ①及び2. (2) ⑭については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附則 (令和4年4月1日付け公示第4号で一部改正)

改正後の公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

別表 (略)

(11) ~ (12) (略)

2. ~ 8. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和元年7月31日付け公示第29号で一部改正)

改正後の公示は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、改正後の2. (1) ②並びに2. (2) ①及び2. (2) ⑭については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

別表 (略)